

(2) 実施した監査手続

- (i) 任意抽出による固定資産台帳の記録の現物照合
- (ii) 固定資産台帳の情報と貸借対照表及び財産目録との照合
- (iii) 現地視察による固定資産管理状況の把握

(3) 結果

下記事項を除いて、指摘すべき事項は無かった。

(4) 電話加入権の整理 (結果)

表 3-5-17 電話加入権の状況

取得	摘要	金額 (円)
平成 3 年 3 月	本社	74,984
平成 4 年 3 月	本社	74,984
平成 4 年 4 月	中信技術係	74,984
平成 4 年 4 月	中信技術係	74,984
平成 4 年 4 月	佐久支所	74,984
平成 4 年 12 月	伊那分室	83,533
平成 5 年 4 月	飯田支所(注)	74,984
平成 6 年 3 月	木曾支所	74,984
平成 6 年 3 月	木曾支所	74,984
平成 7 年 11 月	小諸分室	74,984
平成 7 年 11 月	小諸分室	74,984
平成 8 年 1 月	伊那分室	74,984
平成 8 年 3 月	伊那支所	74,984
平成 8 年 3 月	伊那支所	74,984
平成 8 年 8 月	佐久支所	74,984
平成 9 年 5 月	本社	76,440
平成 10 年 5 月	木曾分室	76,440
平成 10 年 5 月	木曾分室	76,440
平成 10 年 4 月	本社	76,440
平成 10 年 4 月	本社	76,440
平成 11 年 4 月	伊那分室	76,440
平成 11 年 4 月	大町駐在	76,440
	合計：21回線	1,668,389

	財産目録：21回線	1,460,701
--	-----------	-----------

	差引：	207,688
--	-----	---------

\* 「長野県」が所有と摘要欄に記載有り。

上記の表は公社所有の電話加入権の固定資産台帳計上額である。財産目録に計上されている回線数と総数で一致しているが、金額では 207,688 円の違算が生じている。また、電

話料金を管理する「電話契約一覧表」では電話加入権は 23 本あることとなっている。過去の事業所の統廃合や県から購入した経緯等煩雑な経緯があったことは否めないが、差異原因を調査のうえ調整するとともに、公社名義の回線を把握するために正確な記帳を心がけなくてはならない。

#### (5) 土木センタービルについて（意見）

##### ア. 管理費の負担割合

公社の本社として利用している長野県土木センターは、平成 9 年に持分割合を長野県町村事務組合から購入したものである。現在の所有割合は 24 分割されており、それぞれ道路公社（8）、土地開発公社（8）、建設技術センター（5）、下水道公社（3）とそれぞれ（ ）の割合で所有している。一方、長野県土木センターの管理は、区分所有者で構成される長野県土木センター管理組合が実施しているが、「長野県土木センター管理規則」によると管理組合費の費用負担は 4 団体が均等に拠出することとされている。

所有する面積が異なれば維持管理に要する費用も異なってくると考えられることから、異なる団体の拠出すべき費用を負担することがないように、規則を見直していくことが必要であるとする。

**表 3-5-18 長野県土木センターの管理組合費の負担状況**

団体名	所有割合	経費負担割合	経費負担金額（円）
道路公社	8	1/4	7,000,000
土地開発公社	8	1/4	7,000,000
建設技術センター	5	1/4	7,000,000
下水道公社	3	1/4	7,000,000

##### イ. 長野県土木センターの今後の利用方法

長野県土木センターを区分所有している長野県土地開発公社と長野県道路公社は、平成 16 年に公表された長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において廃止の方向性が示されているが、この土地・建物に関する方向性は示されていない。外郭団体の廃止への動きとともに、どのような形で同センターを利用していくのかを検討すべきである。

## 5. 委託契約に関して

### (1) 実施した監査手続

平成 17 年度の本社、南信管理事務所、中信管理事務所の委託契約から任意に委託契約を抽出し、以下の手続を実施した。

- (i) 入札経過と入札関連資料の照合による検証
- (ii) 落札率の趨勢分析

(iii) 随意契約の妥当性検討

(2) 1社見積りによる契約のリスク管理（意見）

流域下水道維持管理業務における修繕費、委託費において1社見積りによる委託契約が多数みられる。これは、下水道設備の特殊性によるものであるが、下水道設備を製作した会社しか維持・修繕を実施できないという理由によるものである。しかし、高度な安全性を要求される下水道設備でありながら、その根幹をなす設備の維持・修繕を1社にしか発注できないとなると、万が一の事態に遭遇し、今まで発注してきた会社に発注できない状況に至るとしたならば、取り返しのつかないこととなる危険性を有している。

設備の建設時点で高い信頼性を持つ会社に発注していたとしても、その後長期間に渡る信頼性は保証されるものではない。一方で、設備の建設には特殊な技術が多く、数多くの会社に対応できないのも事実である。

そのような中で、1社しか対応できない契約締結の際には、契約先から財務諸表の提出を求める等定期的に契約先の経営状況を監視することが必要である。

(3) 共同購入契約について（水質薬品契約単価を例として）（意見）

公社による委託契約については、管理事務所ごとに設備の特性が異なっているため、管理事務所ごとの委託契約が行われている。しかし、通常契約単位を大きくすることによって、スケールメリットが生まれ、購入価格の引き下げにつながることが多い。この点について、水質薬品に関して共同購入による引き下げの余地が無いか検討を行なった。下記の表は、平成16年度における各管理事務所における年間契約単価であり、共通して利用される薬品を参考にした。

表 3-5-19 水酸化ナトリウムの単価比較

(単位：円/Kg)

管理事務所	発注先	水酸化ナトリウム
南信管理事務所	A社	18
千曲川下流事務所	A社	9.7
千曲川上流事務所	A社	8
中信管理事務所		-

\* 南信は水酸化ナトリウム20%水溶液で高くなっている。

表 3-5-20 次亜塩素酸ナトリウムの単価比較

(単位：円/Kg)

管理事務所	発注先	次亜塩素酸ナトリウム
南信管理事務所	A社	20.0
千曲川下流事務所	B社	19.4
千曲川上流事務所	A社	30
中信管理事務所	A社	20.5

\* 上流は運転管理上低食塩（高価格）のものを使用する必要がある。

表 3-5-21 ポリ硫酸第二鉄の単価比較

(単位：円/Kg)

管理事務所	発注先	ポリ硫酸第二鉄
南信管理事務所	C社	27.4
千曲川下流事務所	A社	31.8
千曲川上流事務所	A社	31.8
中信管理事務所	—	—

受け入れタンクの大小や、輸送コストによって契約単価は異なることとなる。しかし、水酸化ナトリウムの上流・下流を見ても分かるとおり、同様の条件であれば一括の購入契約を締結することによって、契約単価を引き下げる余地があると考ええる。現在のところ一括購入に関する試算結果は口頭でしか確認にとどまり、効果を明確化することはできないが、今後検討の余地はあると考ええる。

## 6. 建設受託事業について

### (1) 実施した監査手続

建設受託事業に関して、以下の諸手続を実施した。

- (i) 建設受託事業工区別一覧表の諸数値と総勘定元帳との照合
- (ii) 工区別一覧表の通査
- (iii) 未収入金の精算業務の確認

### (2) 結果

下記の事項を除いて、特に指摘すべき事項は無い。

### (3) 入金遅延の未収入金について (結果)

平成 17 年 3 月末未収入金計上額の入金照合を実施した結果、往査日現在 325,100 円が入金遅延となっていた。このうち、29,000 円は図書関係で生じたものであり、平成 17 年 9 月末に入金が確認されたが、296,100 円については滞留となっている原因が不明である。

建設受託事業における契約先は市町村であるため、貸倒が生じる可能性は低いと考え、事務作業が滞りなくなされれば入金違算が生じることは無いと考えられてきたため、長期間に渡って未収入金の消し込み照合は実施していなかった。しかし、収入の誤計上や取引相手におけるミス等上記のような入金違算を生じる要素があるため、今後は定期的な入金照合の実施が望まれる。

### (4) 仕掛建設工事への間接費の配賦計算 (意見)

建設受託事業において、決算期末に継続中の工事に関する支出経費を次年度に繰り越す

ために、下記の算式に基づいて未成建設受託支出金として計上している。

$$\begin{aligned} & \text{建設工事受託事業費} \times (\text{前受金期末残高} / \text{建設工事受託収入}) \\ & = 209,069,171 \text{ 円} \times (2,937,700 \text{ 円} / 268,238,500 \text{ 円}) \\ & = 2,289,688 \text{ 円 (未成建設受託支出金)} \end{aligned}$$

しかし、下記の表のとおり平成 16 年度末継続中の工事は前受金を収受した工事以外にも生じているため、前受金を基準とした進捗率の把握方法では繰越工事に係る支出を反映しえていない。

また、前受金の入金と工事の進捗度合いは必ずしも一致するものではなく、契約形態に応じて入金条件も異なってくるものと考えられる。

現在の方法は、公社の工事に関して契約ごとに原価を把握する個別原価計算を実施していないため、簡便的に実施しているものである。

今後、最も望ましい方法は個別原価計算を実施し、工事ごとの原価を把握することであるが、直接費の比率が少ない工事内容となっているため、工数や工期といった情報を基礎とした実際の工事の進捗率を反映させる指標を持つことで、同様の方法を行うことも可能であると考えられる。

**表 3-5-22 繰越工事に係る契約金額及び前受金**

市町村名	繰越工事	
	契約金額	期末前受金
A 市	21,604,800	2,472,000
B 町	458,850	0
C 町	2,000,000	0
D 市	34,657,350	465,700
E 町	2,998,800	0
F 村	102,900	0
合計	61,822,700	2,937,700

## 7. その他

### (1) 長野県下水道普及促進実行委員会

#### ア. 組織概要

長野県下水道普及促進実行委員会は、県内の下水道整備の意義及び大切さを広く県民に啓発することをもって、下水道事業の一層の推進を図るために設置された（設置要綱第 1 条目的より）。

この委員会は、①長野県、②（財）長野県下水道公社、③長野県都市施設協会、④日本下水道協会長野県支部、⑤全国町村下水道推進協議会長野県支部により構成され、委員長は長野県生活環境部長が努め、平成 11 年 10 月より運営されている。

## イ. 主な事業

- (i) 下水道新聞コンクールの実施
- (ii) 信州環境フェアでの展示発表
- (iii) 「信州下水道館」ホームページの更新
- (iv) 「下水道のしくみ」の模型の貸し出し 等

## ウ. 平成 16 年度決算

長野県下水道普及促進実行委員会の平成 16 年度の決算の状況は下記のとおりである。

**表 3-5-23 平成 16 年度収支（長野県下水道普及促進実行委員会）**

(単位：円)

長野県下水道普及促進事業協賛金	740,000
下水道公社	500,000
日本下水道協会長野県支部	20,000
町村下水道推進協議会長野県支部	20,000
都市施設協会	200,000
平成 15 年度からの繰越金	1,346,245
利息	24
収入合計	2,086,269
下水道新聞コンクール関係	189,841
パネル制作費	10,605
ホームページ制作費	19,005
模型維持管理費	0
新規事業	33,250
支出合計	252,701
繰越金	1,833,568

委員会は構成メンバーの協賛金によって運営され、協賛金総額 740,000 円のところ公社が 500,000 円を負担している。また、平成 15 年度では繰越金 1,346,245 円、平成 16 年度では繰越金 1,833,568 円が生じている。

## エ. 委員会の活動（意見）

当委員会は長野県内における下水道の普及啓発を目的に作られたものであるが、公社においても普及啓発事業を実施しており、目的による区分けが明確化されていない。たとえば、「地球にやさしい下水道」という啓発用パンフレットを作成し市町村に配布することは公社で行っているが、長野県内における下水道を紹介するホームページを制作し運営することは当委員会で行っている。パンフレットとホームページでは内容面で重複する部分も多い。

また、協賛金の負担割合も明確ではなく、公社が委員会の運営費用の 67%を負担する合理性が見られない。この協賛金に関しても、公社から平成 16 年度は減額され 500,000

円の支出が行われているが、使用されている金額は252,701円であり繰越金も1,833,568円生じており、協賛金の金額が適切であるのか判断しがたい。

この繰越金は将来「下水道のしくみ」を示す模型を取得するために積み立てているとの説明を受けているが、その具体的な取得計画は示されていない。

今後委員会の活動にあたっては、公社と委員会の住み分けを明確にした上で、公社からの協賛金の負担の必要性を検討することが望ましい。この際、繰越金の使用計画を立て、模型の制作や新規事業といったものにどれだけの資金が必要となるのかを明確にし、計画的な協賛金の負担を行うことが必要である。また、パンフレット等にホームページの紹介を取り入れる等、両者の広報活動の連携を深めることが肝要である。

## (2) ホームページの利用について

下水道に関する普及啓発は公社の寄付行為でも最初に取り上げられる重要な事業である。普及啓発活動の中で、近年インターネットを利用した活動が成果を挙げているケースが多く見られ、公社においてもホームページを利用し、平成16年度はホームページ作成保守業務として年間200,000円の委託料を計上し、事業報告の冒頭においてもホームページの利用に関する記載を行っている。

ホームページの委託に際して、普及啓発に関する数値目標を設定していないため、有効活用されているか否か判断ができていない。たとえば、ホームページのページのランクを示す検索サイトGoogleのページランク（下記注参照）では3/10となっており、これが最適なランクとなっているか否かの判断根拠を持ってはいない（ちなみに先の長野県下水道普及促進実行委員会のホームページでは4/10ランクとなっている）。また、アクセスルートや滞在時間の分析を実施していないため、効果的な普及啓発となっているか判断は困難である。委託業務の中に、このような指標を取り入れることによって、さらに普及啓発を高める効果を期待できると考える。

(注) Google のペールランクとは (Google ホームページより)

PageRank™ は、Web の膨大なリンク構造を用いて、その特性を生かします。ページ A からページ B へのリンクをページ A によるページ B への支持投票とみなし、Google はこの投票数によりそのページの重要性を判断します。しかし Google は単に票数、つまりリンク数を見るだけではなく、票を投じたページについても分析します。「重要度」の高いページによって投じられた票はより高く評価されて、それを受け取ったページを「重要なもの」にしていくのです。こうした分析によって高評価を得た重要なページには高い PageRank™ (ページ順位) が与えられ、検索結果内の順位も高くなります。PageRank™ は Google におけるページの重要度を示す総合的な指標であり、各検索に影響されるものではありません。むしろ、PageRank™ は複雑なアルゴリズムに従ったリンク構造の分析にもとづく、各 Web ページそのものの特性です。もちろん、重要度が高いページでも検索語句に関連がなければ意味がありません。そのために Google は洗練されたテキストマッチ技術を使って、検索に対し重要でなおかつ、的確なページを探し出します。Google の複雑で自動化された検索方法には人為的な介入がありません。PageRank™ を販売したり、商業的に検索結果を操作するということは一切ありません。Google 検索は高品質なウェブサイトを手軽に探すための、正確で客観的な手段です。

## VI. その他汚水事業について

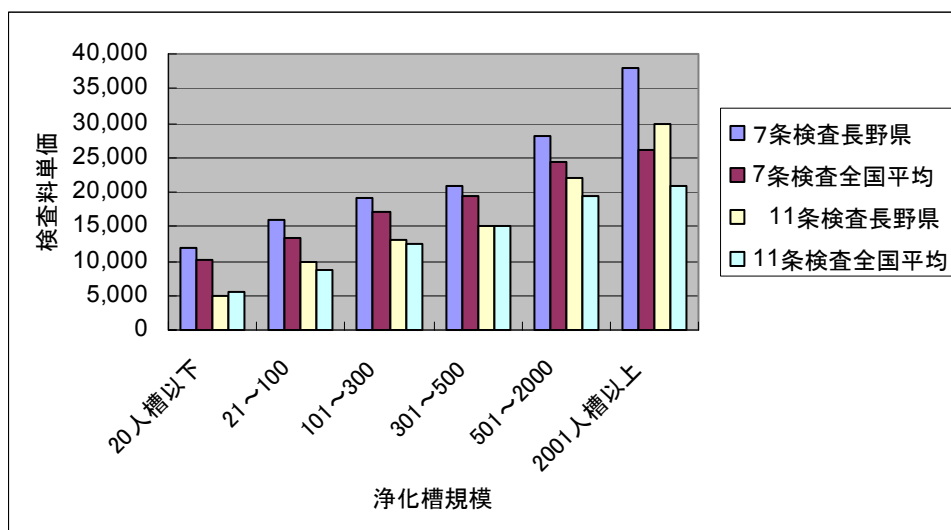
### 1. 浄化槽事業

#### (1) 概要

長野県下における汚水処理施設全体に対する浄化槽及びコミプラの処理施設が占める割合は7.5%である。エリアマップ2000から2005への見直し時に浄化槽等の割合は、6.5%から7.5%へ増加修正されている。これは、集合処理区域内で家屋密度が疎となった地区について、汚水処理施設の整備手法が浄化槽へ変更したためである。浄化槽は、下水道終末処理場等とほぼ同程度に水処理ができ、各家庭に短期間で設置可能である。浄化槽の設置により、排水中の有機物を取り除き、ふるさとの清らかな水の流れを確保することができる。浄化槽は、浄化槽法で個人設置型と市町村設置型に定められている。環境への影響を考慮した場合、法定検査を受検することが必要となる。なお、コミプラについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されており、検査対象外となっている。

法定検査は、浄化槽法に基づき行われる検査であり、設置状況や、機能、水質等を確認する使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月間に実施する検査として「第7条検査」、保守点検、清掃等の状況を1年に1回定期的に検査する「第11条検査」がある。これらの検査は、知事指定検査機関である社団法人長野県浄化槽協会（以下、「浄化槽協会」という。）が行っている。なお、検査を受検する管理者が負担する検査料単価は県の告示で定められており、次のとおりである。単価の見直しは、「第11条検査」については、平成15年に変更され、「第7条検査」については、平成5年以来見直しは行われていない。県の検査料単価は全国平均単価と比較すると、やや高めになっている（図3-6-1参照）。他県と比べ検査項目数が多いことが理由として考えられる。

図3-6-1 浄化槽法定検査料単価





(2) 実施した監査手続

浄化槽に係る法定検査の実施状況、浄化槽管理のための台帳の整備状況についてヒアリングを実施した。

(3) 結果

上記の結果、特に問題となることはなかった。

(4) 意見

ア. 法定検査の実施状況について

長野県内に設置されている浄化槽は全 94,804 基であり、「第 11 条検査」の受検基数は 16,542 基である。また受検率は 18%となっており、著しく低い受検状況となっている。但し、低い受検率は長野県だけではなく全国的にも見られる傾向ではある。このように著しく法定検査受検率が低い原因はいくつか考えられる。第一に、浄化槽は設置時の届出は法律で定めがあるが、廃止についての届出が法律で定められていないため、実稼動の基数の把握が困難であり、現状では設置累計数により計算されているため母集団が実稼動基数よりも大きくなっている可能性がある。第二に、法定検査を受けないことに対する処罰が法律で定められていないことも要因と考えられる。第三に、「第 11 条検査」は検査の対象が保守点検をしているか等項目に入っているため、管理者は二重の負担になると考えてしまうことも考えられる。今後は、平成 18 年度改正に向けても、実施されていない利用者への普及活動を徹底していくことが必要である。

「第 7 条検査」については、新規設置基数は 3,420 基であり、受検基数は 2,851 基である。また受検率は 77%であるが、全国平均では 84%となっており、長野県はやや低い受検率となっている。

図 3-6-2 浄化槽基数と法定検査実施数

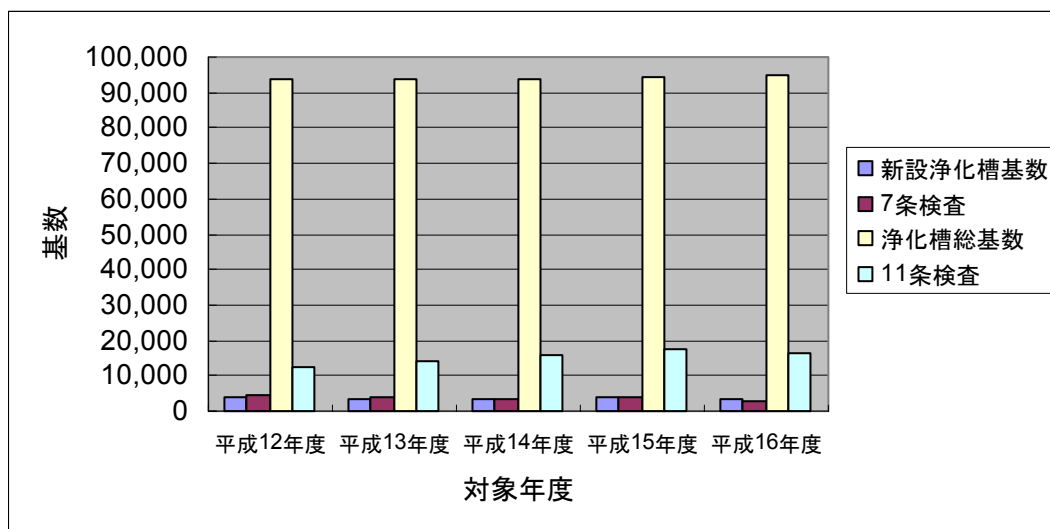
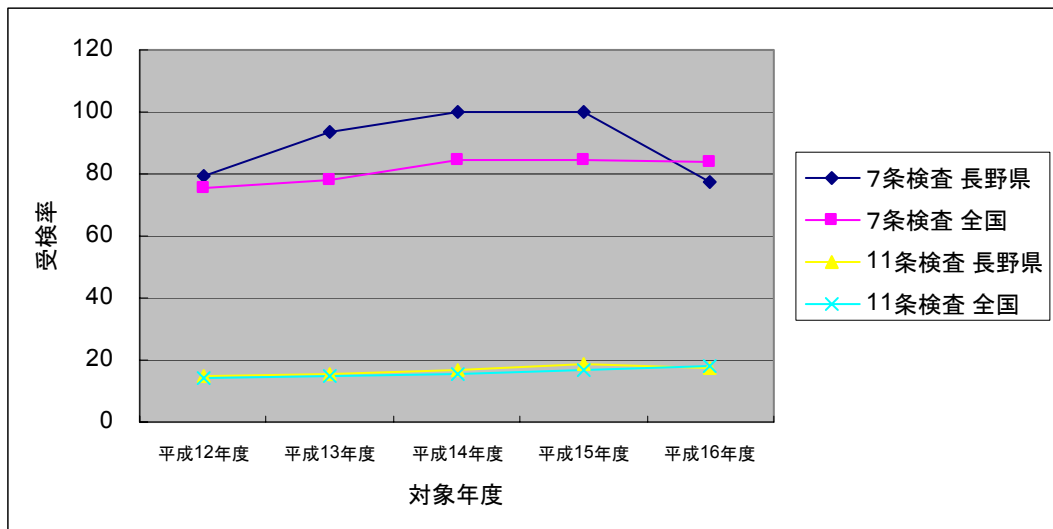


図 3-6-3 法定検査受験率



イ. 浄化槽台帳の整備の遅れ

浄化槽台帳は市町村単位で取りまとめられ、県の現地機関(地方事務所)へまず送られてきて、その後浄化槽協会へ送るため、3機関に紙ベースで保管されている。

浄化槽台帳の整備等の事務は県知事から市町村へ権限委譲されている。そのため、浄化槽台帳の整備については、権限委譲の際に県で実施した場合に従う事務処理要領に従って行うべきものとする。

現状の整備状況は、平成15年度末時点の結果によると浄化槽台帳件数は60,401基、届出の積み上げ設置数は94,458基であり、両者は34,057基の差異があり、整備状況は良好といえない。

浄化槽台帳の基数は、浄化槽協会での保管台帳上の基数であるが、このうち1986年以前の記録については、浄化槽法施行前のため確実な実在基数ではない。また累計された基数についても廃止の届け出を加味していないため、確実な基数ではない。今後は2月の法律改正を機に台帳を整備していくことが必要である。

ウ. 平成18年2月より施行される法律改正に向けて取り組むべき課題

平成18年2月より施行される法律改正の主な点は次のとおりである。

- ① 法定検査の実施確保のために、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導監督に係る規定を設置する。(30万円以下の罰金規定設置)
- ② 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告規定を設置する。
- ③ 浄化槽の使用廃止の届出の義務付け規定を設置する。

法定検査の実施確保のためには、県知事が法定検査を受検しない者に対して受検を命令することになるが、改正後の法律を運用するためには、浄化槽台帳を整備して受検対象者を確定していくことが必要である。

## 2. 農業集落排水事業

### (1) 概要

農業集落排水事業は、農業振興地域における農業用排水の水質保全等を目的に、原則として処理対象人口概ね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行するものである。エリアマップ 2005 への見直しで農業集落排水等の計画人口は 237 千人となり、全体計画人口に占める割合は、エリアマップ 2000 時の 11.6%から 10.8%へ減少している。理由は、建設費や受益者負担額等の検討、高齢化世帯の増加による浄化槽への転化が予想されるためである。

### (2) 実施した監査手続

供用開始時期と接続率の関係についての資料を入手して、接続率が低い地区はないかについて確認した。

### (3) 結果

上記の結果、特に問題はなかった。なお、農業集落排水事業の事業計画時の計画人口、年度末人口、年度末接続人口、年度末接続率について農業集落排水事業が実施されている 168 地区について、供用開始年度からの経過年数が 5 年以上経過しているにも拘らず著しく接続率が低い地区があるか否かを確認した結果、個別の地区においては発生していない。また、供用開始年度から 10 年を経過した地区で接続率が 100%を超える地区があるかについてみると、上伊那で 47 地区中 6 地区、下伊那で 35 地区中 1 地区が 100%を超える接続率となっている。その他の地区では全て 100%未満になっている。なお、各人口の算出においては、定住人口と流入人口を合算した人口数で算定している。

また、農業集落排水への接続された人口、接続率を供用開始後の年数別、地域別に集計した結果は、表 3-6-1 のとおりである。

表 3-6-1 将来人口と接続率

地域	供用年数	将来人口	年度末人口	年度末接続人口	接続率(%)	
		(A)	(B)	(C)	C/A	C/B
木曾	10年以上	2,809	2,617	2,445	87	93
	5年以上	3,120	3,012	2,235	72	74
	5年未満	5,980	5,288	3,522	59	67
	1年未満	0	0	0	-	-
	合計	11,909	10,917	8,202	69	75
長野	10年以上	13,205	10,748	9,995	76	93
	5年以上	17,586	15,964	13,460	77	84
	5年未満	9,259	8,068	5,627	61	70
	1年未満	2,718	1,762	511	19	29
	合計	42,768	36,542	29,593	69	81
下伊那	10年以上	7,164	6,791	6,431	90	95
	5年以上	18,676	18,076	15,612	84	86
	5年未満	15,402	15,312	10,401	68	68
	1年未満	4,980	2,891	1,186	24	41
	合計	46,222	43,070	33,630	73	78
北信	10年以上	3,445	3,178	2,996	87	94
	5年以上	12,633	10,911	9,473	75	87
	5年未満	9,234	8,698	5,485	59	63
	1年未満	11,212	5,978	1,119	10	19
	合計	36,524	28,765	19,073	52	66
上伊那	10年以上	13,993	13,897	13,368	96	96
	5年以上	23,748	19,718	17,113	72	87
	5年未満	14,678	12,597	8,259	56	66
	1年未満	5,810	0	0	0	-
	合計	58,229	46,212	38,740	67	84

表 3-6-1 より各地域において、供用開始年度から 10 年以上経過している地域については、100%を達成している地区はないが全て 90%を超えており、著しく低い接続率は発生していない。

## 第2部

### 長野県警察について

# 第1 監査の概要

## I. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件（テーマ）

長野県警察について

## III. 監査の対象機関

長野県警察本部及び関連する機関・団体等

## IV. 監査の対象年度

平成16年度の執行分

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象年度とした。

## V. 事件を選定した理由

自治体が実施する住民意識調査において、近時、防犯対策が自治体行政への要望のトップになるケースが増えているという。それほど地域での「くらしの危機」を感じる人が多くなったのである。平成16年度の警察白書によれば、最近の刑法犯の認知件数は昭和期の約2倍の水準に達し、街頭犯罪・侵入犯罪や来日外国人犯罪も増加する等、住民は犯罪被害の不安をより身近に感じるようになってきている。

長野県においても犯罪発生件数（刑法犯）は増加の一途を辿り、平成13年には約3万4000件と戦後最悪を記録し、その後も依然として高い水準で推移している。また、県民が日常的に利用している道路交通の場においても、依然として毎年200人前後が交通事故によって命を落としている。こうした事態に対処するため、長野県警察は平成15年12月に「長野県警察緊急治安対策プログラム」を策定した。この中で、治安に対する県民の不安の増大に対応するため、警察官の増員や施設・通信情報基盤の整備が謳われている。

警察は住民の安全・安心の最後の砦である。県財政の厳しい中、このような県民にとって重要な意義を有する事業を効率的、効果的に行っていくための提言を行うことが適切と判断し、特定の事件として選定したものである。

## VI. 監査の着眼点

- (i) 事業に係る財務事務の執行は、法令規則に準拠して適正に行われているか。
- (ii) 事業は効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- (iii) 事業計画は適切に策定され実行されているか。
- (iv) 固定資産（固有財産等）の取得及び維持管理等は適切に行われているか。

## VII. 主な監査手続

- (i) 関連部署に取引等の内容等についてヒアリングを行う。
- (ii) 関係書類を閲覧・照合する。
- (iii) 固定資産（公有財産等）の現場視察を実施する。
- (iv) 警察署、交番及び駐在所に往査し、財務事務の執行の適正性等を確認する。

なお、捜査報償費に関しては、捜査の機密性等のため監査対象とすることができなかつた<sup>1</sup>。

## VIII. 監査の実施期間及び実施者

### 1. 監査の実施期間

平成 17 年 7 月 14 日から平成 18 年 3 月 17 日まで

### 2. 包括外部監査人

佐藤 武弘

### 3. 補助者

公認会計士 清水 涼子

公認会計士 弓場 法

公認会計士 下田 隆子

## IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注：本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

<sup>1</sup> 捜査報償費は、(項) 警察活動費 (目) 刑事警察費に計上されている。ヒアリングによれば平成 16 年度決算額は 10 百万円。

## 第2 事業の概要

### I. 警察業務の概要

#### 1. 沿革

戦前の警察行政で確保されていなかった警察の民主的運営を、戦後昭和 22 年に制定された旧警察法では市民の代表からなる公安委員会の管理のもとで達成することを目指した。

旧警察法について、平成 16 年の警察白書には次のように記載されている。

表 2-1-1 旧警察法の理念と特徴

■ 警察の地方分権

それまでの国家警察制度を改め、市町村の自治体警察を基本とした。すべての市及び人口 5,000 人以上の市街的町村は自ら警察を維持する一方、その他の地域（主として村落部）は国の機関である国家地方警察の管轄とした。市町村警察は、国家非常事態の場合を除いて、国家地方警察の指揮監督を受けず、また、都道府県国家地方警察は、知事の所轄の下に置かれる都道府県公安委員会がその運営を管理した。

■ 警察の民主的管理

警察を民主的に管理し、かつ、その政治的中立性を確保する制度として、公安委員会制度を採り入れた。公安委員会は、市民の代表者たる委員によって構成される合議体の機関であり、国、都道府県及び市町村に置かれ、内閣総理大臣、都道府県知事及び市町村長から独立して職権を行使した。

■ 警察の責務の限定

警察の責務を、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当たることとし、警察の活動は厳格にその責務の範囲内に限られるべきことを明らかにした上、権能の濫用を戒める旨を特に規定した。

旧警察法は、警察の民主化を図るものとして画期的な意義を有するものであったが、市町村警察制度を採り入れた結果、1,605 にも上る自治体警察が置かれ、警察活動の単位が細分化されたため、集団的又は広域的な犯罪等に対して効率的かつ的確な対応をすることが困難となり、また、自治体警察の経費は特に小規模の自治体にとって重い財政負担となる等の問題点があった。

それらの問題点の解決を目指して、昭和 29 年に警察法の改正が行われた。警察の民主性と能率性、国の関与と地方分権、治安責任の明確化と政治的中立性の確保という、相対立する要請の調和を図る目的で、公安委員会による警察の民主化と自治体警察による地方分権を維持しながら、同時に、市町村の自治体警察を統合して県単位に改めることとしたのである。

その後も、社会情勢の変化に応じて適切な対応を行うため、警察法の改正がなされている。



## 2. 責務

警察法によると、法律の目的及び警察の責務は次のとおりである。

表 2-1-2 警察法（抜粋）

<p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、かつ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。</p> <p>(警察の責務)</p> <p>第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。</p> <p>2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。</p>
--

## 3. 組織

国の警察行政機関として、内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会（委員長は国務大臣、委員は5人）が置かれ、さらに、国家公安委員会の管理（大綱方針を定め、それに即して監督すること）の下に警察庁が設けられている。警察庁（長は警察庁長官）は、広域組織犯罪に対処するための警察の態勢、犯罪鑑識、犯罪統計等警察庁の所掌事務について都道府県警察を指揮監督する。

都道府県には、都道府県公安委員会が置かれ、都道府県警察を管理する。

都道府県警察には、警察本部（東京都は警視庁）のほか、警察署が置かれている。また、警察署の下部機構として、交番や駐在所がある。

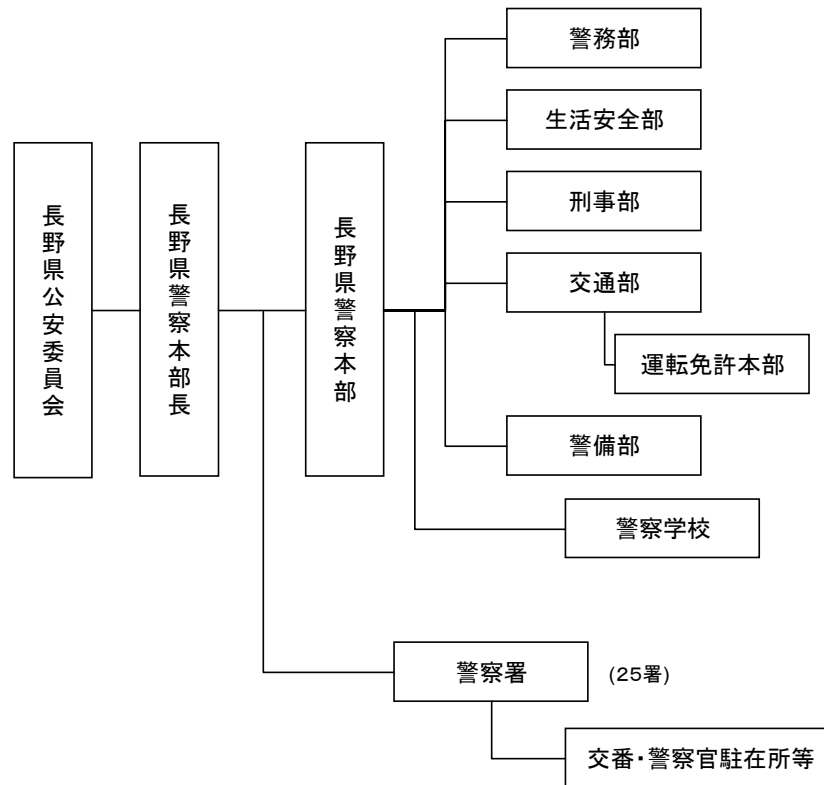
警視庁には警視総監が、道府県警察には道府県警察本部長が置かれ、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括している。

## II. 長野県警察

### 1. 組織

平成 17 年 4 月 1 日現在の組織は、次のとおりである。

図 2-2-1 組織図



### 2. 人員

長野県人事委員会の公表資料によれば、平成 17 年 4 月 1 日現在の人員は、次のとおりである。

一般職	351 名
警察研究職	15 名
医療職	2 名
警察職	3,250 名
技能職	68 名
合計	3,686 名

### 3. 財務内容

#### (1) 県の一般会計全体の支出に占める警察費

県の一般会計支出総額に占める警察費の推移は、次のとおりである。

表 2-2-1 警察費の推移（平成 14～16 年度）

（単位：千円）

支出済額	H14	H15	H16
議会費	1,522,032	1,396,239	1,400,168
総務費	38,922,937	40,663,049	44,931,915
民生費	74,643,146	68,260,245	67,932,603
衛生費	20,427,101	20,577,067	18,907,088
労働費	7,983,011	5,281,215	4,191,947
生活環境費	5,378,845	5,029,113	5,718,274
農林水産業費	86,229,921	62,683,124	54,103,488
商工費	76,889,858	74,663,065	70,834,675
土木費	177,887,220	136,477,085	136,629,499
警察費	44,550,403	43,246,764	43,063,932
教育費	211,001,567	199,020,850	196,459,190
災害復旧費	4,949,457	1,728,539	4,036,896
公債費	185,728,311	166,964,540	176,302,606
諸支出金	56,379,868	59,351,626	64,133,274
合計	992,493,683	885,342,527	888,645,562
支出総額に占める警察費割合	4.5%	4.9%	4.8%

#### (2) 警察関係歳入歳出の推移

表 2-2-2 警察費歳入歳出の推移（予算科目別）（平成 14～16 年度）

歳入

（単位：千円）

款	項	目	H14	H15	H16
使用料及び手数料	使用料	総務使用料	2,681	4,497	4,138
	手数料	警察手数料	42,096	38,393	35,466
	証紙収入	証紙収入	2,323,744	2,219,865	2,670,818
国庫支出金	国庫補助金	警察費国庫補助金	752,690	631,208	588,433
財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	224,448	219,694	216,817
	財産売払収入	物品売払収入	553	337	1,021
繰入金			126,975	141,137	200,534
諸収入	雑入	雑入	140,442	136,145	164,389
県債	県債	警察費	1,251,005	0	0
	歳入合計		4,864,635	3,391,279	3,881,619
財産収入	財産売払収入	土地	1,101	0	202
		建物	441	0	0
	一般財源扱い歳入合計		1,542	0	202
	歳入総額		4,866,178	3,391,279	3,881,821

歳出

（単位：千円）

款	項	目	H14	H15	H16
警察費	警察管理費		40,739,989	39,715,918	39,337,686
		公安委員会費	49,847	45,457	46,357
		警察本部費	36,398,817	36,266,843	35,617,957
		警察装備費	574,564	474,562	487,959
		警察施設費	2,365,138	1,642,168	1,758,283
		運転免許費	1,053,499	1,005,684	1,160,596
		恩給及び退職年金費	298,124	281,201	266,531
	警察活動費		3,810,414	3,530,845	3,726,246
		一般運営費	527,470	493,917	815,110
		刑事警察費	391,234	385,137	376,043
		交通指導取締費	2,891,708	2,651,790	2,535,092
	歳出総額		44,550,403	43,246,764	43,063,932

歳出を、節別に集計すると次のようになり、人件費が支出総額の約8割を占めていることがわかる。

表 2-2-3 警察費歳出推移（節別）（平成 14～16 年度）

（単位：千円）

節別集計	H14	H15	H16
1 報酬	140,050	138,973	136,131
2 給料	15,784,350	14,805,484	14,665,429
3 職員手当等	13,781,748	14,834,718	14,426,868
4 共済費	5,037,677	4,830,986	4,682,060
5 災害補償費	3,763	3,700	2,680
6 恩給及び退職年金	298,124	281,201	266,531
7 賃金	54,154	58,268	59,018
8 報償費	262,133	226,607	196,173
9 旅費	177,144	165,399	196,269
10 交際費	1,913	1,044	478
11 需用費	1,723,394	1,572,886	1,691,510
12 役務費	735,862	752,707	730,798
13 委託料	1,240,189	1,194,304	1,501,951
14 使用料及び賃借料	2,327,723	2,308,417	2,275,373
15 工事請負費	2,134,366	1,798,058	1,825,473
16 公有財産購入費	540,221		
17 備品購入費	92,530	83,250	216,280
18 負担金、補助金及び交付金	185,707	161,522	162,182
19 補償、補填及び賠償金	10,096	8,129	8,952
20 償還金、利子及び割引料	11		1
21 公課費	19,241	21,102	19,766
計	44,550,403	43,246,764	43,063,932
1～7 人件費	35,099,868	34,953,333	34,238,721
支出に占める人件費割合	78.8%	80.8%	79.5%

### Ⅲ. 緊急治安対策プログラム

長野県（以下、「県」という。）の犯罪発生件数（刑法犯）は、戦災復興後は年間1万件台であったが、昭和50年代半ばに2万件を超え、平成3年から11年連続で著しく増加し、平成13年には約3万4,000件と戦後最悪を記録した。平成14年から15年にかけては、僅かながら減少したが依然として高い水準で推移している。一方、検挙率は、増加を続ける発生件数に対応できず、平成元年に長らく保っていた60%台を割って以来低下を続け、20%台に低迷している。このような事態に対応して、向こう3年間を目途に、犯罪の増加傾向に歯止めをかけ、県が誇った良好な治安を回復するために平成15年12月に策定されたのが、「長野県警察緊急治安対策プログラム」である。これは、警察庁においても「治安回復元年」を目指した緊急治安対策プログラムが平成15年8月に公表され、これを基本に、県の地勢や犯罪情勢を踏まえて策定されたものである。長野県警察（以下、「県警」という。）は、このプログラムに取り組んで1年が経過した平成16年12月に、急増する振り込め詐欺、また、新潟県における中越地震や21年ぶりの浅間山噴火等の災害発生等、新たな治安情勢に対応するため本プログラムを改定している。

このプログラムを遂行するための平成16～17年度予算は以下のように組まれている。

表 2-3-1 長野県警察緊急治安対策プログラム関係予算一覧表（平成 16～17 年度）

（単位：千円）

長野県警察緊急治安対策プログラム	プログラム関係の主な事業	H16		H17	
		予算額	備考	予算額	備考
犯罪の増加に歯止めをかける犯罪抑止総合対策	交番相談員の配置	31,018	15 名	31,178	15 名
	警ら用無線自動車の更新	3,797	2 台	0	
	交番・駐在所用車の更新	13,984	10 台	5,370	4 台
	駐在所用車の増強	0		9,397	7 台
	生活安全パトロールの委託	111,623	緊急雇用	0	
	張込用異常通報装置等の整備	4,814		3,075	
	新指紋情報管理システムの整備	17,774	3 か月分	64,890	12 か月分
	捜査用車両の更新	14,536	11 台	11,454	9 台
	受傷事故防止装備品の整備	8,792		2,615	
	捜査用単体パソコンの整備	2,050	60 台増	2,044	60 台増
	自動車ナンバー自動読取装置の整備	0		26,950	1 式
組織犯罪・来日外国人犯罪対策	部外通訳人の通訳謝金	22,248		22,272	
	長野県暴力追放県民センターへの助成	20,901		12,942	
	事業所暴力追放責任者講習費	1,444		4,340	
交通死亡事故の抑止対策	交通安全施設の整備	1,560,994		1,463,013	
	木曾路交通事故抑止対策	30,006	緊急雇用	20,084	
	シートベルト着用推進事業	49,034	緊急雇用	0	
	交通指導取締用機器の整備	10,480		9,406	
	交通取締用車等の更新	12,845	4 台	22,547	9 台
大規模災害・テロ事件等の危機管理対策の推進	トライアルバイクの更新	0		1,575	2 台
	災害対策装備品の整備	1,464		0	
	浅間山噴火対策装備品の整備	0		1,148	
警察改革の持続的断行	警察署協議会の開催	9,021		9,021	
	警察安全相談員の配置	20,680	10 名	20,786	10 名
	犯罪被害者カウンセリングの実施	420		590	
	犯罪被害者支援センターへの助成	1,596		1,569	
長野県警察の基盤づくり	警察官の増員	187,272	80 名	86,057	40 名
	交番・駐在所の建設	102,713	3 所	225,637	6 所
	警察施設の耐震対策	0		22,082	2 署
	通信指令システムの改修	116,487		39,055	
	警察無線機の更新	214,353		0	
	警察署ネットワークの整備	0		75,963	
	県警ネットワーク端末の拡張整備	0		5,706	288 台増

## 1. 犯罪発生件数及び検挙率

### (1) 数値目標について

このプログラムでは、まず第一に、『犯罪の増加に歯止めをかける犯罪抑止総合対策』として、街頭犯罪等抑止総合対策により、犯罪発生件数を毎年前年比 5%減に抑止することを目標として掲げている。